

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託  
(濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査)

Q & A 【第3版】

令和4年1月24日 第1版

令和4年1月27日 第2版

令和4年6月1日 第3版

沖縄県ワクチン・検査推進班

1 医療従事者の範囲はどこまでですか。

病院又は診療所に勤務する直接医療に携わる職員  
(医師、看護師、臨床検査技師、介護士等)

2 当該委託契約における検査対象者の要件は何ですか。

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となります。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンを3回接種済みで、追加接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

3 医療事務職員は委託対象者となりますか。

医療事務等の職員は、当該契約で定める医療従事者でないため、委託対象外です。

4 いつからの検査が委託の対象となりますか。(委託の適用期間)

令和4年4月1日から当面の間を委託の適用期間とします。

当該行政検査は、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するための緊急的な対応として行われるものですので、委託の適用期間(終期)は、感染状況を踏まえて、県が別途定めることとしています。

5 契約に関する委任状の提出前に行った検査であっても、委託料の請求は可能ですか。

適用期間内であれば、委任状提出前の検査であっても、委託料の請求が可能です。

6 濃厚接触者となり、待機解除後に医療に従事するために業務前検査を行う場合、当該委託検査の対象となるでしょうか。

検査対象期間は、最終暴露日から5日間が対象期間となり、それ以降の業務前の陰性確認は委託対象外です。

7 濃厚接触者となり、待機6日目に医療に従事するため、業務前に抗原定性検査を行う場合、委託の対象となるでしょうか。

抗原定性検査を用いた場合、2日にわたる検査を実施し5日目で解除となるため4、5日目のみが委託の対象となります。

8 当該検査に関する請求は、保険診療で公費として請求するのでしょうか。

当該検査については、県（又は那覇市）からの直接の委託業務として行うものですので、保険診療として請求するのではなく、県（又は那覇市）に委託料として請求してください。